

大阪府依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定要綱

（趣旨）

第1条 本府における依存症の医療提供体制を整備するため、「依存症対策総合支援事業の実施について」（平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「依存症対策総合支援事業実施要綱」及び「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」（令和3年12月27日付け障発1227第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、依存症専門医療機関（以下「専門医療機関」とする。）及び依存症治療拠点機関（以下「治療拠点機関」とする。）の選定について、必要な事項を定める。

（実施主体及び地域要件）

第2条 専門医療機関の選定は、大阪府知事がこれを行い、府内（大阪市内及び堺市内を除く。）に所在地を有する保険医療機関について実施する。

2 治療拠点機関の選定は、大阪府知事がこれを行い、前項により選定された専門医療機関のうちから実施する。

（申請手続き）

第3条 専門医療機関及び治療拠点機関に選定されることを希望する保険医療機関は、大阪府知事に対し、申請書（様式1）及び添付書類（以下「申請書類」という。）を提出しなければならない。なお、提出部数は1部とする。

2 前項の申請書類は、大阪府健康医療部保健医療室地域保健課において受付をおこなう。

（選定の要件）

第4条 専門医療機関及び治療拠点機関の要件は、第1条の「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」（令和3年12月27日付け障発1227第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別紙の「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関 選定基準」のとおりとする。

2 国が専門医療機関及び治療拠点機関の選定基準を改正した場合は、大阪府知事は、既に選定された専門医療機関及び治療拠点機関に対し、速やかに周知するとともに、改正後の選定基準を満たしているかどうかを審査しなければならない。

3 前項の結果、改正後の選定基準を満たさない保険医療機関は、第9条に定める選定の解除の手続きを行わなければならない。

(審査)

第5条 大阪府知事は、選定に係る申請書類の提出を受け、審査の結果、前条第1項の条件を満たしている場合は、速やかに当該保険医療機関を専門医療機関又は治療拠点機関として選定する。

2 大阪府知事は、申請書類に不備や不足等があった場合に、申請した保険医療機関に対して補正を求めることができる。

3 大阪府知事は、第1項の審査において、必要がある場合は追加の添付書類の提出を求めることができる。

(選定の通知)

第6条 大阪府知事は、前条による審査を経て保険医療機関を専門医療機関又は治療拠点機関に選定した場合、速やかに選定通知書(様式2)により選定したことを通知する。

(公表)

第7条 大阪府知事は、選定した専門医療機関及び治療拠点機関について、大阪府のWebサイト上に掲載することによって公表する。

(選定要件の確認)

第8条 大阪府知事は、選定した専門医療機関及び治療拠点機関が第4条の選定の要件を満たしているかについて、適時、確認を行うこととする。

(選定の解除)

第9条 第4条の選定の要件を満たさなくなった保険医療機関は、大阪府知事に対して速やかに辞退届(様式3)を提出しなければならない。

2 大阪府知事は、前項の辞退届を受理したときは、辞退届の内容を審査のうえ、速やかに解除通知書(様式4)を交付する。

3 第1項の規定にかかわらず、辞退届の提出がない保険医療機関に関し、前条に基づく確認により、第4条の選定の要件を満たしていないことが判明した場合は、大阪府知事は、職権によって選定の解除を行うことができるものとする。なお、この場合、職権で選定の解除を行った旨を解除通知書(様式4)に記載のうえ当該保険医療機関に交付する。

(附則)

本要綱は、平成29年9月12日から適用する。

本要綱は、平成30年1月18日から適用する。

本要綱は、令和4年2月1日から適用する。